証券コード　4025
平成27年３月11日

株　主　各　位

兵庫県加古川市別府町緑町２番地
多木化学株式会社
代表取締役社長　多　木　隆　元

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月25日（水曜日）午後５時20分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月26日（木曜日）午前10時

２．場　　所　兵庫県加古川市別府町東町174番地
多木浜洋館

３．目的事項

報告事項

１．第96期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第96期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役７名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.takichem.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策の効果が下支えし、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費者マインドの低下や世界経済の減速がわが国の景気を下押しするリスクなどもあり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは平成24年１月から推進してきた「第10次中期３カ年経営計画」（ステージアップ２０１４）に基づいて、収益事業基盤の強化などに努めましたが、当連結会計年度の売上高は339億36百万円（前期比0.6％減）となり、円安に伴う原燃料価格の高騰などもあり、営業利益は17億85百万円（前期比18.6％減）、経常利益は19億72百万円（前期比15.1％減）、当期純利益は12億74百万円（前期比10.3％減）となりました。

≪事業の種類別売上高≫

事業区分	売上高（百万円）
アグリ事業	9,658
化学品事業	12,452
建材事業	3,361
石油・ガス事業	3,599
不動産事業	1,648
運輸事業	3,215
合計	33,936

２．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は８億８百万円であり、その主なものは、化学品事業での九州工場の水処理薬剤生産設備改造であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設等は、化学品事業での千葉工場の水処理薬剤生産設備改造であります。

３．資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

４．事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

５．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

６．吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

７．他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

８．財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第 93 期	平成24年度 第 94 期	平成25年度 第 95 期	平成26年度 第 96 期 （当連結会計年度）
売　上　高（百万円）	33,240	33,252	34,131	33,936
経　常　利　益（百万円）	2,416	2,027	2,322	1,972
当　期　純　利　益（百万円）	1,509	1,318	1,420	1,274
１株当たり当期純利益（円）	70.09	61.50	65.77	58.99
総　資　産（百万円）	35,911	35,305	37,107	37,256
純　資　産（百万円）	16,370	17,800	20,458	21,073
１株当たり純資産額（円）	745.51	812.22	934.27	960.14

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

９．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（平成26年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
しき島商事株式会社	90百万円	100.0%	石油の売買
多木建材株式会社	90百万円	90.1%	石こうボードの製造・販売
多木商事株式会社	45百万円	96.1%	海上、陸上輸送

10. 対処すべき課題

(1) 基盤事業の収益力強化

販売力の強化はもとより、生産性や品質向上、コスト削減により、着実な収益の強化・拡大に努めてまいります。事業環境の変化に対応した競争力のある事業体質への転換を図るため、将来を見据えた製造販売体制の構築を進めてまいります。また、海外展開も含め、シナジー効果の期待できるＭ＆Ａ、業務提携について、積極的に推進してまいります。

アグリ事業は、現場主義をキーワードに販売網の強化、生産・販売・在庫の効率化に努めてまいります。化学品事業は、徹底したコスト削減を図るとともに新商品の増販体制と品質保証体制の確立を図ってまいります。建材事業は、コスト削減と品質向上に努めてまいります。石油事業は、地域に密着した付加価値の高いサービスを提供してまいります。不動産事業は、顧客満足度向上によりショッピングセンターの集客力アップと収益力の強化を図ってまいります。運輸事業は、事業の拡大を進めてまいります。

(2) 成長事業の積極的拡大

成長が期待されるメディカル材料は、ニーズに対応した製品の開発、製造能力の増強を目的として経営資源を重点的に投資し、事業の早期拡大を推進してまいります。コラーゲン材料、各種酸化物ナノ材料などの開発商品については、産官学連携などによる新商品の創出、ユーザーとの連携強化、情報収集と発信の充実などにより、次期成長事業としての育成を図ってまいります。

(3) 経営基盤の強化

効率的な資金運用、機動的な資本政策で財務体質の改善を進めつつ、部門横断的な組織体制や戦略的なＩＴ投資により、業務を効率化してまいります。また、事業環境の変化や世代交代を見据え、多様な人材の活用及び育成を進めて組織を活性化してまいります。

(4) コンプライアンスの強化

全ての事業活動は企業の社会的責任を果たすことが前提であり、コンプライアンスは企業が継続的に発展するための基本と位置づけております。

なお、当社は、平成26年４月に、ポリ塩化アルミニウムまたは硫酸アルミニウムの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査等を受けました。

株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申しあげます。当社グループといたしましては、このような事態になりましたことについて、厳粛に受け止め、外部専門家などの指導を仰ぎながら、一層のコンプライアンスの強化に努めるとともに、皆様からの信頼の回復に向け全力を傾注してまいり

ます。

経営の基本方針である企業の継続的発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、株主各位におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご協力をお願い申しあげます。

11. 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

(1) 肥料、化学品及び石こうボードの製造・販売
(2) 石油の売買
(3) 不動産の賃貸
(4) 海上、陸上輸送

12. 主要な営業所及び工場（平成26年12月31日現在）

(1) 当社

本　　社	兵庫県加古川市
支　　店	東京都中央区
営 業 所	仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、兵庫県加古川市、北九州市
工　　場	兵庫県加古郡播磨町、千葉県市原市、北九州市
研 究 所	兵庫県加古川市
商業施設	兵庫県加古川市

(2) 子会社

しき島商事株式会社	兵庫県加古川市
多木建材株式会社	兵庫県加古川市
多木商事株式会社	兵庫県加古川市

13. 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減数
560名	19名減

（注）上記の使用人数には臨時雇用者は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	220百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	71百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

１．株式の状況（平成26年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　76,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　23,646,924株
(3) 株主数　　2,601名
(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,161千株	5.38%
株式会社三井住友銀行	849	3.93
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	838	3.88
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	743	3.44
株式会社中国銀行	716	3.31
有限会社フォレスト企画	669	3.10
株式会社百十四銀行	594	2.75
日本マタイ株式会社	558	2.58
三菱商事株式会社	526	2.44
株式会社イトーヨーカ堂	500	2.31
住友商事株式会社	500	2.31

（注）１．当社は、自己株式(2,045,251株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役社長	多木　隆元	
＊専務取締役	多木　隆成	経理部担当
＊専務取締役	前田　治彦	総務人事部・資材部・不動産事業部担当
常務取締役	野上　康司	肥料営業部・物流部担当
常務取締役	安東　誠	本社工場担当
取締役	木岡　孝史	多木商事株式会社代表取締役社長
取締役	西本　均	化学品営業部担当
取締役	伏野　哲夫	経営企画部担当
取締役	西倉　宏	研究開発本部担当
取締役	松井　重憲	化学品製造部統括マネージャー
○取締役	垣尾　寿彦	研究所統括マネージャー
○取締役	西村　光裕	不動産事業部統括マネージャー しき島商事株式会社代表取締役社長
常勤監査役	山本　正春	
監査役	阪口　誠	中之島シティ法律事務所代表 株式会社山善社外監査役 モリテックスチール株式会社社外取締役
監査役	岩﨑　和文	岩﨑公認会計士税理士事務所所長 株式会社増田製粉所社外監査役
監査役	吉森　彰宣	
○監査役	山本　伸	

（注）１．＊印は代表取締役であります。

２．○印は平成26年３月27日開催の第95回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。

３．専務取締役長濱繁夫氏は任期満了により、常務取締役山本伸、監査役昭野聡一の両氏は辞任により、平成26年３月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

４．当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　　動　　前	異　　動　　後	異 動 年 月 日
多木隆成	専務取締役 経理部・不動産事業部担当	専務取締役 経理部担当	平成26年３月27日
前田治彦	常務取締役 総務人事部担当	専務取締役 総務人事部・資材部・ 不動産事業部担当	平成26年３月27日
野上康司	常務取締役 肥料営業部担当	常務取締役 肥料営業部・物流部担当	平成26年３月27日
安東　誠	取締役 本社工場長	常務取締役 本社工場担当	平成26年３月27日
西倉　宏	取締役技術部 統括マネージャー	取締役 研究開発本部担当	平成26年３月27日

５．監査役阪口誠、岩﨑和文、吉森彰宣の３氏は、社外監査役であります。

６．監査役阪口誠氏は、平成26年６月26日にモリテックスチール株式会社の社外監査役を退任し、同日に同社の社外取締役に就任しております。

７．監査役岩﨑和文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

８．当社は、監査役吉森彰宣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	対象人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取　締　役	14	176
監　査　役 （うち社外監査役）	6 (3)	31 (13)
合　計 （うち社外役員）	20 (3)	208 (13)

（注）１．平成20年３月27日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額280百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。

２．取締役の対象人員及び報酬等の総額には、平成26年３月27日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名分を含んでおります。

３．監査役の対象人員及び報酬等の総額には、平成26年３月27日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名分を含んでおります。

４．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

５．当事業年度に係る取締役12名に対する賞与につきましては、役員賞与引当金繰入額として費用処理した20百万円を報酬等の総額に含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の状況	当社との関係
社外監査役	阪口　誠	中之島シティ法律事務所	代　表	当社顧問弁護士所属先
		株式会社山善	社外監査役	特別の関係はありません
		モリテックスチール株式会社	社外取締役	特別の関係はありません
社外監査役	岩﨑和文	岩﨑公認会計士税理士事務所	所　長	特別の関係はありません
		株式会社増田製粉所	社外監査役	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外監査役	阪口　誠	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に、また監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的な立場から必要な発言を行っております。
社外監査役	岩﨑和文	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的な立場から必要な発言を行っております。
社外監査役	吉森彰宣	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識から必要な発言を行っております。

（注）各社外監査役は、当社において公正取引委員会の立入検査等が行われている事態を受け、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性かつ公正な業務の執行を確保するために、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本と捉えております。以下の「内部統制システム」を構築し、経営環境の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

２．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令及び定款並びに取締役会規則、監査役会規則に則り、会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置いております。

(2) 取締役会は、取締役が法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守するとともに、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、適切に内部統制システムを整備・運用しているかを監督しております。

(3) 取締役は、従業員が行う業務の適正、有効性を検証するため、他の執行部門とは独立した内部統制部門を設置するとともに重要な損失の危険のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講じております。

(4) 当社は、「多木化学グループ行動憲章」を制定し、遵法意識の徹底と健全な企業風土の改革に努めております。

(5) 当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

(6) 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合、公益通報を受ける社内通報窓口を設置して、早期発見と自浄機能の強化に努めております。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を法令並びに社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、危機管理委員会を設置して、経営リスクの抽出・評価を行い、重大リスクの未然防止策や危機発生時の対応策等を策定し、危機管理体制を整備しております。

(2) 当社は、各種専門委員会または所管部門において、業務執行部門の個別リスク及び諸施策を検討してリスク管理を行っております。

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営方針及び経営目標並びに経営計画を定め、予算管理制度のもとＩＴを活用した情報システムにより、それらの進捗を管理しております。

(2) 当社は、取締役、監査役、業務執行部門長及び子会社社長が出席する業務執行報告会議を原則月２回開催し、予算管理と業務執行が効率的に行われていることを確認しております。

(3) 当社は、組織規程、職務権限規程及び事務掌程等により、業務執行に関する責任と権限を明確にし、適正かつ効率的な事業運営を行っております。

６．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団の運営に関する規程を定めるとともに、業務執行報告会議で企業集団の経営戦略の共有化に努めております。

(2) 当社は、当社の子会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入するように求めるとともに、当社の子会社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

(3) 当社の監査役及び内部統制部門は、子会社の監査役等と緊密な連携を保ち、子会社も含めた内部監査の方針及び内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から補助すべき使用人の要請がある場合には、他の執行部門とは独立した内部統制部門が補助することにしております。

８．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び従業員は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行うこととしております。

(2) 取締役は、内部統制部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について報告を行うことにしております。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、監査が実効的に行われることを確保しております。

(2) 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、取締役会において決議した「財務報告に係る内部統制基本方針」に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「多木化学グループ行動憲章」のカードを作成し、全役職員に配布、徹底しております。反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを当社ホームページにも掲載しております。また、平素より警察関係機関等から情報収集に努め、事案の発生時には、警察や弁護士と緊密に連携し、適切に対処する体制を構築しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	16,948	流動負債	7,740
現金及び預金	1,649	支払手形及び買掛金	4,971
受取手形及び売掛金	10,204	短期借入金	300
たな卸資産	4,803	1年内返済予定の長期借入金	123
繰延税金資産	58	未払金	1,214
その他	251	未払法人税等	320
貸倒引当金	△19	未払消費税等	163
固定資産	20,308	賞与引当金	37
有形固定資産	12,642	役員賞与引当金	20
建物及び構築物	5,299	その他	589
機械装置及び運搬具	1,137	固定負債	8,442
工具、器具及び備品	113	長期借入金	769
土地	6,069	繰延税金負債	1,131
リース資産	11	退職給付に係る負債	3,227
建設仮勘定	11	預り保証金	3,107
無形固定資産	252	その他	207
のれん	216	負債合計	16,183
ソフトウェア	19	（純資産の部）	
水道施設利用権等	16	株主資本	18,661
投資その他の資産	7,413	資本金	2,147
投資有価証券	7,119	資本剰余金	1,221
繰延税金資産	84	利益剰余金	16,039
その他	256	自己株式	△747
貸倒引当金	△47	その他の包括利益累計額	2,078
		その他有価証券評価差額金	2,381
		退職給付に係る調整累計額	△302
		少数株主持分	332
		純資産合計	21,073
資産合計	37,256	負債・純資産合計	37,256

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		33,936
売上原価		26,275
売上総利益		7,660
販売費及び一般管理費		5,874
営業利益		1,785
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	193	
その他	73	270
営業外費用		
支払利息	27	
固定資産除却損	34	
その他	21	83
経常利益		1,972
特別利益		
子会社株式売却益	79	79
税金等調整前当期純利益		2,052
法人税、住民税及び事業税	759	
法人税等調整額	△4	755
少数株主損益調整前当期純利益		1,297
少数株主利益		23
当期純利益		1,274

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年1月1日　残高	2,147	1,221	15,082	△746	17,704
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△280		△280
当期純利益			1,274		1,274
会社分割による減少			△35		△35
自己株式の取得				△0	△0
少数株主利益					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	957	△0	957
平成26年12月31日　残高	2,147	1,221	16,039	△747	18,661

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年1月1日　残高	2,477	―	2,477	275	20,458
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				△0	△280
当期純利益					1,274
会社分割による減少					△35
自己株式の取得					△0
少数株主利益				23	23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△96	△302	△398	33	△365
連結会計年度中の変動額合計	△96	△302	△398	56	615
平成26年12月31日　残高	2,381	△302	2,078	332	21,073

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　８社

・連結子会社の名称　しき島商事株式会社
多木建材株式会社
多木商事株式会社
多木物産株式会社
大成肥料株式会社
東西肥料株式会社
別府鉄道株式会社
多木物流株式会社

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　多木興業株式会社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社（多木興業㈱、㈱グリーン・エンタープライズ他）は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結子会社の数　０社

②持分法適用の関連会社の数　０社

③持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社（多木興業㈱、㈱グリーン・エンタープライズ他）及び関連会社（韓國多起化學㈱他）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、多木商事㈱及び多木物流㈱の決算日は10月31日であり、連結決算日との差は３カ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(ﾛ)たな卸資産　総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ)有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、賃貸ビル関係資産及び平成10年４月１日以降新規取得建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　15～50年

機械装置及び運搬具　４～10年

(ﾛ)無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(ﾊ)リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(ｲ)貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ)賞与引当金　一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(ﾊ)役員賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は、役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

(ｲ)退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社（一部の連結子会社を除く）は、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、除いた一部の連結子会社は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ﾛ)消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,227百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が302百万円減少し、少数株主持分が０百万円減少しております。

なお、１株当たり純資産額は14円１銭減少しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,326百万円
土地	897
投資有価証券	1,845
合計	4,069

上記物件は、買掛金８百万円、短期借入金290百万円、長期借入金（１年内返済予定分を含む）857百万円、預り保証金（１年内返還予定分を含む）143百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　27,632百万円

(3) 偶発債務

債務保証の金額は次のとおりであります。

・ティーエスアグロ㈱（金融機関からの借入債務）　9百万円

(4) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休業日であったため、満期日に決済されたものとして処理しており、その金額は次のとおりであります。

受取手形　231百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	23,646千株	－千株	－千株	23,646千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,044千株	0千株	－千株	2,045千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加０千株の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加分　0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成26年３月27日開催の第95回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　280,830,758円

・１株当たり配当金額　13円

・基準日　平成25年12月31日

・効力発生日　平成26年３月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年３月26日開催予定の第96回定時株主総会に、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　280,821,749円

・１株当たり配当金額　13円

・基準日　平成26年12月31日

・効力発生日　平成27年３月27日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資を含む必要資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。

受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金は短期及び長期で借入を行っておりますが、一部の長期借入金については、変動金利であり金利変動のリスクがあります。預り保証金は、主に建設協力金及び取引保証金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注２)参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,649百万円	1,649百万円	－百万円
②受取手形及び売掛金	10,204	10,204	－
③投資有価証券 その他有価証券	6,611	6,611	－
資産計	18,465	18,465	－
④支払手形及び買掛金	4,971	4,971	－
⑤短期借入金	300	300	－
⑥未払金	1,214	1,214	－
⑦長期借入金(*1)	892	893	0
⑧預り保証金(*2)	224	230	5
負債計	7,604	7,610	6

(*1) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) １年内返還予定の預り保証金を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金、⑥未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧預り保証金

預り保証金のうち、建設協力金等の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額508百万円）は、市場価格がないため将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるので、「③投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

預り保証金のうち、取引保証金等（連結貸借対照表計上額2,899百万円）は、返還の時期が決まっていないため将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるので、「⑧預り保証金」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、主に兵庫県加古川市において、賃貸用の商業ビル（土地を含む）及び工場用地などを有しております。平成26年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,005百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
6,274百万円	109百万円	6,384百万円	15,243百万円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は建物及び構築物の取得による増加（48百万円）、使用目的変更による増加（303百万円）であり、主な減少額は減価償却費（251百万円）であります。

３．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額であります。その他の物件については、固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定した金額であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　960円14銭

(2) １株当たり当期純利益　58円99銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,640**	**流動負債**	**6,970**
現金及び預金	912	買掛金	3,748
受取手形	1,513	短期借入金	1,444
売掛金	5,904	1年内返済予定の長期借入金	73
商品及び製品	2,563	未払金	963
仕掛品	218	未払法人税等	121
原材料及び貯蔵品	1,768	預り金	328
前払費用	25	役員賞与引当金	20
繰延税金資産	28	その他	270
短期貸付金	552	**固定負債**	**6,286**
その他	157	長期借入金	48
貸倒引当金	△3	繰延税金負債	869
固定資産	**17,433**	退職給付引当金	2,389
有形固定資産	**8,274**	預り保証金	2,799
建物	3,949	その他	179
構築物	320	**負債合計**	**13,257**
機械及び装置	885	（純資産の部）	
車両運搬具	8	**株主資本**	**15,528**
工具、器具及び備品	102	**資本金**	**2,147**
土地	2,995	**資本剰余金**	**1,217**
建設仮勘定	11	資本準備金	1,217
無形固定資産	**32**	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	19	**利益剰余金**	**13,054**
水道施設利用権等	12	利益準備金	368
投資その他の資産	**9,126**	その他利益剰余金	12,685
投資有価証券	6,097	固定資産圧縮積立金	935
関係会社株式	2,862	特別償却準備金	0
長期前払費用	53	配当平均積立金	300
入会金	80	別途積立金	5,337
その他	77	繰越利益剰余金	6,112
貸倒引当金	△44	**自己株式**	**△890**
		評価・換算差額等	**2,288**
		その他有価証券評価差額金	**2,288**
資産合計	**31,073**	**純資産合計**	**17,816**
		負債・純資産合計	**31,073**

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		23,152
売上原価		17,587
売上総利益		5,564
販売費及び一般管理費		4,388
営業利益		1,176
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	181	
関係会社業務受託料	24	
その他	58	272
営業外費用		
支払利息	25	
売上割引	1	
固定資産除却損	33	
その他	16	76
経常利益		1,372
税引前当期純利益		1,372
法人税、住民税及び事業税	451	
法人税等調整額	82	533
当期純利益		839

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	配当平均積立金
平成26年1月1日　残高	2,147	1,217	0	1,217	368	957	1	300
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の積立						0		
固定資産圧縮積立金の取崩						△22		
特別償却準備金の積立							0	
特別償却準備金の取崩							△1	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△21	△0	－
平成26年12月31日　残高	2,147	1,217	0	1,217	368	935	0	300

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金						
平成26年1月1日　残高	5,337	5,530	12,495	△890	14,969	2,373	2,373	17,343
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の積立		△0	－		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		22	－		－			－
特別償却準備金の積立		△0	－		－			－
特別償却準備金の取崩		1	－		－			－
剰余金の配当		△280	△280		△280			△280
当期純利益		839	839		839			839
自己株式の取得				△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						△85	△85	△85
事業年度中の変動額合計	－	581	558	△0	558	△85	△85	473
平成26年12月31日　残高	5,337	6,112	13,054	△890	15,528	2,288	2,288	17,816

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ たな卸資産	総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、賃貸ビル関係資産及び平成10年４月１日以降新規取得建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15～50年 機械及び装置　７～10年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	702百万円
土地	188
投資有価証券	1,827
合計	2,718

上記物件は、短期借入金240百万円、長期借入金（１年内返済予定分を含む）121百万円、預り保証金（１年内返還予定分を含む）143百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　22,824百万円

(3) 偶発債務

債務保証の金額は次のとおりであります。

・ティーエスアグロ㈱（金融機関からの借入債務）	9百万円
・しき島商事㈱（仕入債務）	66百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

・短期金銭債権	1,003百万円
・短期金銭債務	1,335百万円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休業日であったため、満期日に決済されたものとして処理しており、その金額は次のとおりであります。

受取手形	214百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,153百万円
仕入高	1,078百万円
販売費及び一般管理費	162百万円
営業取引以外の取引による取引高	95百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,044千株	0千株	－千株	2,045千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取請求による増加０千株であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金及び役員退職金	909百万円
たな卸資産	16
投資有価証券	104
その他	100
繰延税金資産小計	1,131
評価性引当金	△234
繰延税金資産合計	896
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△517
その他有価証券評価差額金	△1,158
会社分割による関係会社株式	△59
その他	△3
繰延税金負債合計	△1,738
繰延税金負債の純額	△841

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8
住民税均等割	0.8
研究開発減税等の特別税額控除	△2.9
評価性引当金の増減	△0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2
子会社の会社分割による影響	4.3
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は２百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 借主側

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	33百万円
１年超	232
合計	266

(2) 貸主側

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	601百万円
１年超	2,106
合計	2,707

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈲フォレスト企画（注）３	兵庫県加古川市	12	不動産賃貸業	（被所有）直接 3.1	建物の賃借	建物の賃借 保証金の差入（注）２	35 －	投資その他の資産「その他」	47

（注）１．上記の金額について取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

当社の事務所に係るものであり、当社の非連結子会社である㈱グリーン・エンタープライズが㈲フォレスト企画から一括して建物を賃借しております。なお、近隣の賃料、公租公課等を勘案し、決定しております。

３．当社代表取締役社長多木隆元とその近親者が100%出資しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　824円77銭

(2) １株当たり当期純利益　38円87銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11．その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月12日

多木化学株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬　申　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　裕三　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、多木化学株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、多木化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月12日

多木化学株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬　申　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　裕三　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、多木化学株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いがあるとして立入検査を受け、現時点においても当局による調査が継続しておりますが、監査役会としましては、当社グループを挙げて法令の遵守および企業倫理の一層の強化・徹底に努めていることを確認しております。また、当監査役会は、取締役の法令遵守等の取組みについて、引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年２月17日

多木化学株式会社　監査役会

常勤監査役	山本　正春	㊞
社外監査役	阪口　誠	㊞
社外監査役	岩﨑　和文	㊞
社外監査役	吉森　彰宣	㊞
監査役	山本　伸	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置づけ、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るため、設備投資、研究開発投資及び合理化投資等にも配分いたしたいと存じます。

第96期の期末配当につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は280,821,749円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年３月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 取締役及び監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第27条（取締役の責任免除）及び第34条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」）が平成26年６月27日に公布され、定款の定めに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、改正会社法の施行日（平成27年５月１日）に、変更案第27条第２項及び変更案第34条第２項の一部を変更することとし、その旨の附則を設けるものであります。

(3) 取締役の責任免除（変更案第27条）の新設及び変更（附則第１条）の議案を株主総会に提出するに際しましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 上記条文の変更に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第５条	第１条～第５条
【　条文省略　】	【 現行定款どおり 】
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第12条	第６条～第12条
【　条文省略　】	【 現行定款どおり 】

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３章　　株主総会 第13条～第18条 【　　条文省略　　】	第３章　　株主総会 第13条～第18条 【 現行定款どおり 】
第４章　　取締役および取締役会 第19条～第26条 【　　条文省略　　】	第４章　　取締役および取締役会 第19条～第26条 【 現行定款どおり 】
【　　新　　設　　】	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役および監査役会 第27条～第32条 【　　条文省略　　】	第５章　　監査役および監査役会 第28条～第33条 【 現行定款どおり 】

現　行　定　款	変　更　案
（社外監査役の責任減免） 第33条　【　新　設　】	（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計　算	第６章　計　算
第34条～第36条 【　条文省略　】	第35条～第37条 【 現行定款どおり 】
【　新　設　】	附則 第１条　第27条第２項は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日である平成27年５月１日に、次のとおり変更する。

現　行　定　款	変　更　案
	当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
	第２条　第34条第２項は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日である平成27年５月１日に、次のとおり変更する。
	当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
	第３条　本附則は、附則第１条および第２条により第27条第２項および第34条第２項が変更された後、これを削除する。
以　上	以　上

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役多木隆元、多木隆成、安東誠、西本均、伏野哲夫、西倉宏、松井重憲の７氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	多木　隆元（たき　たかもと） (昭和29年６月23日生)	昭和52年４月　当社入社 平成４年３月　当社経理部長 平成５年３月　当社取締役 平成７年３月　当社常務取締役 平成８年３月　当社代表取締役専務取締役 平成９年３月　当社代表取締役社長（現）	55,000株
2	多木　隆成（たき　たかしげ） (昭和31年11月18日生)	昭和59年10月　当社入社 平成７年３月　当社資材担当部長 平成９年３月　当社取締役 平成11年３月　当社常務取締役 平成23年３月　当社代表取締役専務取締役 経理部担当（現）	53,386株
3	安東　誠（あんどう　まこと） (昭和29年８月21日生)	昭和54年４月　当社入社 平成20年４月　当社環境安全品質部統括マネージャー 平成23年３月　当社取締役 平成26年３月　当社常務取締役本社工場担当（現）	12,000株
4	伏野　哲夫（ふしの　てつお） (昭和24年10月27日生)	昭和49年４月　当社入社 平成20年１月　当社経営企画部 統括マネージャー（現） 平成23年３月　当社取締役経営企画部担当（現）	6,000株
5	西倉　宏（にしくら　ひろし） (昭和31年11月１日生)	昭和54年４月　当社入社 平成21年４月　当社技術部統括マネージャー（現） 平成25年３月　当社取締役 平成26年３月　当社取締役研究開発本部担当（現）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	まつ　い　しげ　のり 松　井　重　憲 (昭和31年１月４日生)	昭和61年８月　当社入社 平成23年４月　当社化学品製造部 統括マネージャー（現） 平成25年３月　当社取締役（現）	9,000株
7	こう　の　ひろ　ふみ ※　河　野　裕　史 (昭和22年１月２日生)	昭和45年３月　イズミヤ株式会社入社 平成16年５月　同社専務取締役 平成18年１月　同社専務取締役退任 平成18年５月　イズミヤカード株式会社 代表取締役社長 平成20年５月　同社相談役 平成21年５月　同社相談役退任 平成22年５月　株式会社カンソー顧問 平成24年１月　同社顧問退任	0株

（注）１．※印の候補者は新任候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．候補者河野裕史氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

４．社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

候補者河野裕史氏は、イズミヤ株式会社の専務取締役、イズミヤカード株式会社代表取締役社長を歴任されており、これら社外の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくことができるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．当社は、候補者河野裕史氏が選任された場合、第２号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役山本正春、阪口誠の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	さか　ぐち　まこと 阪　口　誠 (昭和33年５月14日生)	平成２年４月　大阪弁護士会登録 平成15年３月　当社社外監査役（現） ＜重要な兼職の状況＞ 中之島シティ法律事務所代表 株式会社山善社外監査役 モリテックスチール株式会社 社外取締役	0株
2	やま　じ　しん　ご ※　山　路　紳　護 (昭和31年６月13日生)	昭和54年４月　当社入社 平成23年４月　当社経理部統括マネージャー（現）	7,000株

（注）１．※印の候補者は新任候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．候補者阪口誠氏は社外監査役候補者であります。

４．社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

候補者阪口誠氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な立場から監査にあたっていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．当社において公正取引委員会の立入検査等が行われている事態を受け、候補者阪口誠氏は、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行っております。

６．候補者阪口誠氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

７．当社は、候補者阪口誠氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限

定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

８．当社は、候補者山路紳護氏が選任された場合、第２号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日である平成27年５月１日に締結する予定であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

（兵庫県加古川市別府町東町174番地
多　木　浜　洋　館）
電話（079）437-6002（担当：総務人事部）

